## 岩手県津波防災技術専門委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」(以下「委員会」)という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行い、まちづくりに資することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関すること。
- (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提 言に関すること。
- (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

(オブザーバー)

- 第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

- 第7条 委員会は、知事が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附則

この規約は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年9月1日から施行する。

附則

この規約は、平成27年2月4日から施行する。

## 別表 岩手県津波防災技術専門委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	摘  要
いまむら ふみひこ 今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 所長
か笠原 敏記	岩手大学 工学部 准教授
首藤伸夫	東北大学 名誉教授
からうできた内藤	建築家・東京大学名誉教授
羽藤英二	東京大学大学院 教授
ひらやま けんいち 平山 健一	北上川リハ゛ーカルチャーアソシェーション 会長
みなみ まさあき 南 正昭	岩手大学 工学部 教授
やまもと ひでかず 山本 英和	岩手大学 工学部 准教授

Le što **** 下澤 治	国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾計画課 課長
諏訪 義雄	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長
できゃま としあき 槻山 敏昭	国土交通省 東北地方整備局 河川部 地域河川課 課長
さみた たかし 富田 孝史	独立行政法人 港湾空港技術研究所 海洋情報・津波研究領域 領域長
かにし のりま 中西 憲雄	農林水産省 東北農政局 農村計画部 部長
ますかわ すすむ 増川 晋	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 施設工学研究領域長
** ** *** ***************************	独立行政法人 水産総合研究センター 水産工学研究所 水産土木工学部 水産基盤グループ長